

利子補給金承認申請について

《手続きについて》

- ① 融資を受けてから1ヶ月以内に、**八千代市役所商工観光課**へ下記の書類を提出してください。期限を過ぎると利子補給を受けることができなくなる場合があります。
- ② 申請内容に不備がない場合に限り、利子補給金承認通知書を郵送にて送付いたします。なお、利子補給金の交付を受けるためには毎年の交付申請が必要になります。対象の方には、毎年1月以降にご案内を郵送いたします。
- ③ 利子補給金の交付に必要となりますので、事業所の住所や名称等に変更があった場合は、速やかにお知らせください。
※変更したことについてご連絡がない場合は、利子補給金の交付を受けられない場合があります。

《補助対象要件》

以下の要件すべてに当てはまる場合のみ、利子補給金の交付を受けることができます。

1. 八千代市内の事業者であること。
法人の場合：八千代市内に法人登記があること
個人の場合：八千代市内に住民登録があり開業していること
2. 市税等に滞納がないこと

《注意事項》

- ※1 利子補給の対象は、初回から最大24回目の支払利息分までとなります。
(支払回数が24回未満の場合はその回数分まで)
- ※2 次の要件に当てはまる場合は、利子の一部または全部が補給の対象外となります。
①市外移転 ②45日以上以上の返済不履行 ③休業または廃業
④開業を予定していた事業の中止 その他
- ※3 利子補給後に上記事由に該当していたことが判明した場合は、補給額の再計算を行い、その差額を返還していただきます。
- ※4 利子補給額は当初の返済条件によって算出された金額が上限となります。
返済条件変更によって増加した支払利息分までを対象とはしません。

《提出書類》

	提出書類	備考・注意事項	確認
【法人・個人共通】	①利子補給金承認申請書 (第1号様式)	自筆記入・入力印刷のどちらでも可	
	②事業計画(概要)書	融資申込時の創業計画書や企業概要書等の写しでも可	
	③個人情報の取扱いに関する同意書	法人は代表者印、個人は実印を押印してください。	
	④返済予定表	金融機関発行のお支払額明細書等	
	⑤通帳等の写し	金融機関・支店名、口座種別、口座番号、口座名義の全てが確認できるもの	
	⑥滞納に係る市税納税証明書	市民税納税証明書でも可 ※法人で法人市民税の納付実績がない場合は、代表者の納税証明書を提出してください。	
【法人】	①商業登記簿謄本等	履歴事項全部証明書(写しでも可) ※オンライン申請により取得した証明書でも差し支えありません。	
【個人】	①住民票	本籍・続柄・家族等の記載不要	
	②開業届等の写し	税務署に提出した開業届の控え等 ※開業前に申請する場合は、開業後速やかに提出してください。	

※必要書類や手続内容等、ご不明点がある場合はお問い合わせください。

問合せ先：八千代市商工観光課 (Tel.047-421-6761)